

「川口市資材置場の設置等の規制に関する条例」に係る手続きフロー

【規制の対象等】

- 対象区域：市内全域
 対象者：資材置場の設置に係る工事に着手しようとする者
 対象行為：新たに資材置場の設置を行い、当該資材置場の管理を行うこと（500㎡以上）
 許可基準：①幅員4メートル以上の公道でその両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているものに接していること
 ②資材の倒壊による危害を防止するために必要な措置を講じていること
 ③資材置場の利用者以外の者の立入の防止及び騒音、振動又は粉じんの発生による周辺的生活環境の悪化の軽減を図るために必要な措置を講じていること
 ④資材置場の管理の状況を確認できるようにするために必要な措置を講じていること

川口市（行政） 資材置場の設置等を行う者

手続き

